

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

吉田川流域地区事業計画書作成業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区事業計画書作成業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」「(以下「共通仕様書」という。))によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査「吉田川流域地区」における排水機場及び排水路等の整備計画を整理するとともに、総事業費及び費用対効果の更新及び事業計画書(案)を作成するものである。

### (場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、宮城県東松島市他1市3町であり、別添位置図に示すとおりである。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農 学	－
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第 1-7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示するものとする。

## 第 2 章 作業条件

(対象施設)

第 2-1 条 本業務の対象施設は以下のとおりとする。

統合排水機場	改修排水機場	排水路	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中下浅井統合排水機場</li> <li>・前蒲藤ノ巻統合排水機場</li> <li>・後谷地中村統合排水機場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若針排水機場</li> <li>・幡谷排水機場</li> <li>・不来内排水機場</li> <li>・品井沼排水機場</li> <li>・志田谷地排水機場</li> <li>・前川排水機場</li> <li>・羽生排水機場</li> <li>・三ヶ内排水機場</li> <li>・桧和田排水機場</li> <li>・西川排水機場</li> <li>・大平排水機場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中下機械排水路（改修）</li> <li>・前蒲排水路（改修）</li> <li>・後谷地排水路（改修）</li> <li>・中村連絡水路（新設）</li> <li>・志田谷地排水路（改修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水管理施設一式（新設）</li> </ul>

(参考図書)

第 2-2 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	平成 27 年 9 月 5 日

(貸与資料等)

第 2-3 条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」の一部改正	1 式
2	関係施設農業水利ストック情報データ	1 式
3	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 式
4	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区統合排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 式
5	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区水管理システム基本設計業務 報告書	1 式
6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区前川排水機場他基本設計業務 報告書	1 式
7	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区費用対効果算定その他業務 報告書	1 式
8	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区受益面積とりまとめ業務 報告書	1 式
9	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区環境配慮基本方針（案）作成その他業務 報告書	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-4 条 第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区土地所有状況調査業務(仮称)	令和6年4月 ～令和7年2月
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区環境配慮計画作成業務(仮称)	令和6年4月 ～令和7年2月
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務(仮称)	令和6年4月 ～令和7年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量
1. 準備作業	1式
2. 総事業費の更新	1式
3. 費用対効果の更新	1式
4. 事業計画書(案)の作成	1式
5. 点検とりまとめ	1式

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 現地調査を行う場合は、施設管理者と調整のうえで行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-2条、第2-3条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

## 第4章 業務管理

### (情報共有システム)

#### 第4-1条 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第5章 打合せ

### (打合せ)

#### 第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（総事業費及び費用対効果の更新段階）

第3回 中間打合せ（事業計画書（案）補足説明資料作成段階）

第4回 中間打合せ（事業計画書（案）とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第6章 成果物

### (成果物)

#### 第6-1条 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成した次のものを提出するものとする。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

### (成果物の提出先)

#### 第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎3階  
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

## 第7章 契約変更

### (契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等によりその他の作業が必要となった場合
- (7) 事業計画書（案）審査等により作業項目等に追加が生じた場合
- (8) 上級機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (9) その他

## 第8章 定めなき事項

### (定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別紙 1

## 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の把握	下記作業を実施のため貸与資料の内容を把握する。	○
2. 総事業費の更新	過年度業務で整理した総事業費を基に、積算年度の時点更新により総事業費を算定する。	○
3. 費用対効果の更新		
3-1. 総費用の更新	過年度業務で整理した総費用を基に、諸係数の時点更新により総費用を算定する。	○
3-2. 総便益の更新	過年度業務で整理した以下の効果項目について、諸係数の時点更新により総便益を算定する。 (1) 作物生産効果 (2) 営農経費節減効果 (3) 維持管理費節減効果 (4) 災害防止効果 (5) 国産農産物安定供給効果	○
3-3. 総費用総便益比及び所得償還率の算定	上記 2. 3-1. 3-2. において算定した総費用及び総便益比から総費用総便益比及び所得償還率の算定を行う。	○
4. 事業計画書（案）の作成	上記 2. 3. の総事業費及び費用対効果の更新結果を基に、土地改良事業計画書（案）の第 9 章事業費の総額及び内訳及び第 10 章効用の補足説明資料の更新を行うとともに、過年度業務において作成した土地改良事業計画書（案）の各章の基礎資料を編集し、とりまとめ、事業計画書（案）及び事業計画書（案）補足説明資料を作成する。 作業対象項目は、別紙 2 に示すとおりである。	○
5. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○

## 別紙 2

## 【事業計画書（案）作成等内訳表】

大項目	中項目	更新	編集
第1章 目的		-	○
第2章 地域及び地積	第1節 地域	-	○
	第2節 地積	-	○
第3章 現況	第1節 気象	-	○
	第2節 土地状況	-	○
	第3節 水利状況	-	○
	第4節 道路状況	-	○
	第5節 地域農業の概況	-	○
	第6節 地域環境の概況	-	○
第4章 一般計画	第1節 事業計画の要旨	-	○
	第2節 営農計画及び土地利用計画	-	○
	第3節 用水計画	-	-
	第4節 排水計画	-	○
第5章 主要工事計画	第1節 用水施設	-	-
	第2節 排水施設	-	○
第6章 附帯工事計画		-	-
第7章 工事の着手及び完了の 予定時期		-	○
第8章 環境との調和への配慮		-	○
第9章 事業費の総額及び内訳		○	○
第10章 効用		○	○
第11章 関連する事業		-	○
第12章 現況・計画図面		-	○

